

至急

秘密指定解除  
公文書監理室

秘  
無期限

2X0416 齋藤

経済協力局長

アジア局長

中江参事官出張

大森参事官入

2. 政策課長

3. 経済協力一課長

4. 経済協力二課長

技術協力一課長

技術協力二課長

北東アジア課長

主席事務官

在韓韓国人被爆者救済問題

(韓国人被爆者医療センター設立等)

48.7.30

北東アジア課

7月9日 在京韓国大使館 高政務課長

は 妹尾 北東アジア課長 を来訪し、標記

の件に関し、要旨次のとおり述べた。

本件についてはすでに本年1月李濬駐日  
大使より大平大臣に対し、人道的見地から  
26日

医療協力、例えば在韓被爆者医療セン

別添エントリ  
趣旨が答へら  
れぬ、特選  
内はOTCA及び  
協力課より  
再考を促す  
案等同を  
同送する。

ターの建設と行なって頂きたい旨要請

し。又、2月には韓国保健社会部沈

達燮医政課長が来日した折、自分(島)

も交えて北東アジア課担当官(六条 衛

藤)と<sup>初めて</sup>実務的に話し合ったところ

あるが、本日、日本側の意向打診をしたい

のは、9月の才7回日韓定期閣僚会議

において 在韓被爆者医療センターの設  
の要請

立をテーマに取り上げた場合、日本側

が いかなる反応を示すかということである。

この問題については、特に次の二点を背

景として考慮して頂きたい。

(1) 一つは、現在日韓間にはいわゆる戦

後処理の問題として、本問題の外、在

樺太韓国人引揚問題 <sup>日韓</sup> 海底ケーブル分

割取極交渉問題、戦前の日本人(又は韓

国人) 遺骨の引取り問題の4つが大き

な問題だが、このような懸案はできるだけ

早く解決 <sup>関係</sup> して日韓友好の新しい段  
階に 一日も早く

進めたい、<sup>である</sup> ということである。

(2) 今一つは、この問題については、韓国側と

しては 日本側が人道上の配慮により

通常の経済協力案件の枠外で考えて

欲しいと考<sup>0</sup>えている。日本側は通常の経

済協力（無償経済協力）として然るべき

優先順位をつけて要請して欲しいとしてお

立場に

り、キヤッフ<sup>0</sup>がある。韓国側としてはあ

くまで前記の立場で考えて欲しいと考<sup>0</sup>える。

たが、具体的にいかなる形で本問題を

提起するかは韓国側としてりまた、それ

ほどつめられているわけではない。もし、日本側が

あくまで無償経済協力ということに固執

するならば、例えど<sup>0</sup>の程度<sup>0</sup>のプライオリティ

<sup>要請</sup>  
一とフケ~~ニ~~ ~~ハ~~ 検討の対象に於

のハ凡その基準<sup>なり</sup> 考<sup>え</sup>方<sup>を</sup>示して頂<sup>け</sup>  
れば 幸<sup>い</sup>である。

ス、<sup>ハ</sup>に對し、北東アジア課長より本

問題ハ經濟協力局 にお<sup>き</sup> 關係省<sup>で</sup>あ  
る厚生省<sup>と</sup>も協議<sup>した</sup>上<sup>で</sup> 回答<sup>した</sup>い

旨<sup>を</sup>述べた。 →

~~各省の~~  
~~子<sup>の</sup> 検討<sup>ハ</sup> ~~ハ~~ 検討<sup>の</sup> 対象<sup>に</sup> 於<sup>て</sup>~~

~~(1) 本件<sup>ハ</sup> 1974年 日韓定期閣僚會議~~

~~の 予<sup>め</sup> 取<sup>上</sup>り<sup>を</sup> 一<sup>と</sup> 可<sup>否</sup> (通告)~~

~~と 判断<sup>する</sup> 前<sup>に</sup>、 〇<sup>の</sup> 取<sup>上</sup>り<sup>を</sup> 一<sup>と</sup> 可<sup>否</sup>~~

3. 当省の対応ぶりは次のとおりとしたい。

(1) 本件については、戦後現在に至るまで政

府ベースの救済策は何ら講ぜられておらず、

人道上の考慮という観点から、又真の意味

の日韓間の友好親善という見地からも基本

的には当省としても前向きな姿勢で取り組む

べきものと考えらる。

(2) 従って、差当り本年度、医療協力事業費

の枠内で韓国人被爆者実態調査のための

専門家(医師等)を派遣することが適当と思

われる。但し、かかる専門家の派遣は将来

のプロジェクトについてはコミットするものではなく

将来の問題については白紙の立場で予備調

査するものとする。

なお、上記の調査結果に基づき、如何なる

プロジェクトが最も効果的かを策定する必要が

あるが、何らかの措置をとるとすれば一応次

の如き形態があり得よう。

- ① 在韓被爆者医療センターの設立
- ② 日本人専門医師の治療・研修派遣
- ③ 韓国人医師の研修受け入れ
- ④ 被爆者の受け入れ治療
- ⑤ 韓国内での治療のための医療器材・医薬品の供与

予算の組み方としては プロジェクトの内容如何によつては、必ずしも 経済協力局 予算として扱う必要はないものと思われる。

(3) 韓国側に対する回答については、現状において

は、調査団の派遣以上にはコミットできないことを

韓国側に十分に理解してもらつた上で「予算の  
 範囲内で、今年度 専門家 を派遣 ~~準備~~ 用意があり  
 具体的協力振りにかつては右調査の結果を得た後に  
 今次 周條会議 において 在韓被爆者問題を

取上げてもらつて 差支えなし」と回答することと

致したい。

朝日他とて右村選振りに異議を言はし



(参考)

① 日本国内の被爆者総数 (被爆者健康手帳所持者) は、約34万、うち特別被爆者約30万、一般被爆者約4万である。

② 被爆者対策のための国内立法としては、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」 (国が被爆者に対し、健康診断と必要な医療を行なうことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。昭32.3.31 制定)

・「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」 (被爆者であり、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当ての支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする。昭43.5.20 制定) の二法が柱である。

③ 厚生省の原爆障害対策費予算は昭和48年度に総額約133億円、その内訳は、概略、

原爆被爆者医療費	83億円
同 手当交付金	40億円
同 健康診断費交付金	6 "
同 保健福祉施設運営費補助金	2 "
その他	2 "

となっている。

④ 在韓韓国人被爆者は約2万と推定されており、このうち6,281名が社団法人「韓国原爆被害者援護協会」(会長 辛泳洙)に登録されている。

⑤ 在日韓国人被爆者で日本に定住しており、外国人登録も行っている者に対しては被爆者手帳<sup>を</sup>交付し、上記之法を適用している。ただし、一時的な旅行者(韓江からの一時入国者)

11.

にについては 厚生省例は 被爆者手帳の  
発行を拒否している。

⑥ 技協互 医療協力事業費 10億8千万

内訳。調査費 6,373万

。 専門家派遣 3億2365万

。 大学教授の公開手術等派遣費

998万

。 所属先補正 7358万

。 器材供与 6億860万

(注) 医療協力関係の専門家派遣は  
医師が多いため  
他分野の専内家派遣と異なり給与

ベースが高いため、医療協力事業費が

に支出するのが通常である。

。 上記予算は 125名の定員

積算の基礎としているが実際上は

150~160名程度をカバーしている。

北米の学術考察記  
朝日新聞

● 技術工 専門家派遣の概況

昭和48年度の全協向所管の技術協

力予算は約145億円であり、そのうち海外

技術協力事業団(DTCA)予算は ~~約13~~ <sup>約13</sup> 億

円である。

そのうち、専門家派遣予算は32

億5794万円であり、総員 ~~908~~ <sup>908</sup> 名

専門家派遣の比較が認められる。

(1) 一般専門家及び国際機関派遣  
専門家 454名

(2) 前年度からの継続派遣 237名

(3) 新規派遣 217名

(75名はVUP地域 116名) 外務省

70  
12  
15  
7  
GA-6  
毎

新規派遣217名中、韓国への派

遣を認められたのは43名でありその

内訳は次のとおりである。(5) 延期  
未実施)

(1) 韓中飼育 2名

(2) エンビータープログラム 1名

(3) ソウル地下鉄建設関係 10名

( 変電 2名

電車線 2名

信号工場 6名

(4) 漢江洪水用予防警報装置 13名

( 電気通信 3名

水内土木 5名

下流洪水予防 3名

模型実験 2名

(5) ソウル工科大学器材調査 9名

(中止) 実施)

(6) 農業プロジェクト調査 8名

~~錦江側の要請があり~~

この外、ポンディングと名づけての9と12

- 測地学 地球物理学 2名
- 福祉施設関係 1名
- 放送電波 4名
- 放射性鉱物探査 2名

の4件があり。

~~中絶~~

要請ありは由実施不可能と決定

したのが

洛東江、錦江の洪水用警報6号  
の1件あり。

技協ニ課 2ノ下

48. 8. 1.

I. 本文 6 ページ 3 (2) と次の ~~趣旨に改めら~~れた  
たい。

3(2) 「先方の強<sup>要</sup>望あり、差当り本年

度内に韓国人被爆者実態調査の

ための調査団を派遣することが適当

であると思われる。

具体的な実施の方法としては、本

件は本来技術協力とはなじまないもの

であるが他に派遣に要する経費が

ないため、上記調査は OTC A 医療



協力事業予算を用いて専門家派遣の

形で行なうことと~~する~~ <sup>但し</sup> ~~これはあく~~

までも便宜的措置であり、DTC Aパス

によることと以って 明年度以降 抜協ハ

ースによる協力が継続することと意味す

~~るものではない。~~

(以下)

なお…… (7ページ) に続く。

II. 本文 8ページ 昌詔乙次、趣旨に改

められた。

「これらの形の措置を実施するに当り

は、~~は~~ 甲乙丙局として別途予算措置

を講ずる必要があると考えている。」